

高機能換気設備等導入補助金交付要領

第1 目的

この要領は、高機能換気設備等導入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定による補助金の適正な交付を図ることを目的とする。

第2 補助金の申請書の提出期限

要綱第5条第3項で定める補助金交付申請書の提出期限は、令和3年11月1日とする。

第3 補助金の申請書の受付

補助金交付申請書は、先着順で受け付け、順次、審査をしたうえで予算の上限に達した場合は受付を終了するものとする。

第4 補助事業の変更承認等に添付する資料

要綱第6条第2項で定める補助事業の承認申請書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 第1号に関する場合は、経費の配分の内訳表（変更前及び変更後を明記する）に関する書類、その他知事が必要と認める書類とする。
- (2) 第2号に関する場合は、中止又は廃止する理由書、その他知事が必要と認める書類とする。

第5 補助事業の変更承認等の通知

要綱第6条第2項で定める補助事業の承認申請書が提出された場合、当該申請書の内容を審査し、承認すべきと認められるときは、第1号に該当する場合は別記様式1により、第2号に定める場合は別記様式2によりその内容を通知する。

第6 補助事業等の状況報告

要綱第9条第2項で定める補助事業等の遂行の状況報告は、別記様式3により報告するものとし、補助事業等の遂行の状況に関する書類を添付すること。

第7 補助金の額の確定

要綱第10条で定める実績報告書が提出された場合は、当該実績報告書が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式4により通知する。

第8 補助金の交付時期

補助対象事業完了年度の属する年度の翌年度の5月末日までに交付するものとする。

第9 事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後、1年間の二酸化炭素削減効果等について、別記様式5による事業報告書を知事に提出しなければならない。

なお、事業報告書には、環境省補助金の事業報告書の写し及び添付資料の全てを添付して提出すること。

この要領は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

別記様式 1

第 号
令和 年 月 日

様

岐阜県知事 古田 肇 

高機能換気設備等導入補助金に係る補助事業の内容・経費配分の変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました補助事業の内容・経費配分の変更については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

- 1 補助事業の内容・経費配分の変更については、申請書に記載されているとおり承認する。
- 2 補助事業の内容・経費配分の変更承認後の補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。


補助対象経費 円

補助金の額 円

別記様式2

第 号
令和 年 月 日

様

岐阜県知事 古田 肇 

高機能換気設備等導入補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認通知書

令和 年 月 日付で申請のありました補助事業の中止（廃止）については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

- 1 補助事業の中止（廃止）については、申請書に記載されているとおり承認する。
- 2 補助事業の中止（廃止）承認後の補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費 円

補助金の額 円

別記様式3

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

住所又は所在地
氏名 又は 名称
代 表 者 名

高機能換気設備等導入補助金に係る事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のありました標記補助金に係る事業遂行状況
について、別添関係書類のとおり報告します。

別記様式4

令和 年 月 日
第 号

様

岐阜県知事 古田 肇 印

高機能換気設備等導入補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した高機能換気設備等導入補助金について、
交付額を下記のとおり確定しましたので通知します。

記

補助金確定額 円

岐阜県知事 様

住所又は所在地
氏名 又は 名称
代 表 者 名

高機能換気設備等導入補助金に係る令和 年度事業報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のありました標記補助金に係る事業報告書について、高機能換気設備等導入補助金交付要領第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実施による二酸化炭素排出削減効果等について

- 2 実績報告書における二酸化炭素排出削減量に達しなかった場合の原因

- 3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・E メールアドレス）

注 環境省補助金の事業報告書の写し及び添付資料の全てを添付して提出すること。